

平成31年 第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、平成31年1月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
村上 智彦	會田 照	平間 昭男
鈴木 好和	山家 照雄	川村 富士男
我妻 義明	佐藤 雄一	杉山 由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

大和 憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金 毅
書記	佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明願について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第8 第5号議案 非農地証明願について
- 日程第9 第6号議案 農地の賃借料情報の提供について
- 日程第10 第7号議案 平成31年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後3時00分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。
大和憲男推進委員からは欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
これより、平成31年第1回蔵王町農業委員会総会を開催いたします本日
の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を
進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。蔵王町農業委員会会議規則
第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ござい
ませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、7番佐藤ゆり委員、8番武田明夫委員の
2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知につ
いてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
[事務局長より報告]
- 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。
- 4番委員 議案1番については、この後の農地法第3条審議案件との関連案件であ
るとの説明がありました。それで議案の2番なんですけれども、せかっく
の貸借を合意で解約するということですから、その理由等が分かれば教え
ていただきたい。
- 事務局 まず、議案2番の農地ですが、賃借人がいちご栽培を通じて観光農園的
な経営をしたいと貸借に至ったわけですが、実際に始めようとしたらいち
ご栽培には不向きな土壌であると分かった事と、この農地を別な方が将来
的に観光農園的な経営に取組みたいという話もありまして、その話しを進
めるにあたって、まずは現在の貸借契約を解約したいということでありま
す。
- 議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容に
ついて事務局に説明をさせます。
[事務局長より説明]

議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名いたします。

議 長 3番、菅井啓二委員、4番、佐藤良彦委員を指名します。

議 長 説明と指名が終了しましたので質問を許します。

6番委員 申請地の周辺農地の現況はどうなっているか。

事務局 議案1番の周辺は山林もしくは牧草地などです。議案2番は昭和52年に現在の居宅を建築しまして、その後、家への進入路として利用されて久しいわけですから。今回、非農地として分筆し、宅地として利用したいということでもあります。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。

また、周辺農地への影響の有無については、4名の委員により現地調査済みです。

議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

[2番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終了しましたので質問を許します。

4番委員 この農地は、解約前には田んぼを作っていたのですか。

事務局 いいえ、委員の現況報告にもありましたが、転作畑としてブルーベリーを作っていたようです。

4番委員 貸借を解約して、所有者の娘さんが自作で耕作するというのですが、まあ、それなりに耕作面積もおありで、娘さんも耕作にたずさわっていたのかなと思います。事務局としても自作で今後、大丈夫だと判断したわけでしょうか。

事務局 はい、議案書記載のとおり、これまでも農業経営をしてきた家ではありますので、大丈夫かと判断いたしました。ちなみに所有者のお父さんは経営移譲を行っています事から、自ら耕作はできませんで、娘さんへの使用貸借になります。

議 長 まあ、こういった途中解約で、ブルーベリーなどもそうですが、収穫期

前に急農地の返還を求められた場合、経営計画にも狂いが生じる。そういった場合には離作料なども、当事者の話し合いでしようが発生する場合もあるんでしょね。参考までに伺います。

事務局 会長のおっしゃるとおりです。今回のケースは、貸借契約を結んで間もなく所有者には、当該地を返還して欲しい考えがあったようです。ただ、借り人もブルーベリーの苗木をうえたばかりで、数年収穫してからということで、数年待った上での解約です。話し合いもまとまっており、離作料は発生しません。

6番委員 参考までに聞きたい。貸借の契約期間があり、その期間途中で所有者が返してくれと言う。借主がいいと言えがいいが、嫌だという場合には断れるのか。

事務局 当然そうなります。今回は合意解約ということで議案に上がっておりますが、そうでなければあくまで契約を守ってくれとなります。ただ、その農地の管理が不適切であるとか、他に返還を求める要因があるのであれば別です。

5番委員 この貸し借りは奨励金は交付されなかったのか。

事務局 借り人には交付しておりますが、貸し人は奨励金の交付申請がなく交付されておられません。

5番委員 交付されていれば、その半分なり返還ということか。

事務局 全額です。

議長 他に、質問はありませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 議長 なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

農地区分は議案書のとおりとなります。

また、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

現況等については、4名の委員により現地調査済みです。

議長 議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

[5番委員により現況報告]

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

8番委員 議案1番の申請人どうしの関係は何か。

事務局 譲渡人の孫娘の旦那さんが譲受人です。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

事務局 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

事務局 訂正をお願いします。議案書9ページの議案番号1番、法律関係が使用貸借となっておりますが、賃貸借の誤りです。お詫びして訂正願います。

議長 説明と訂正が終わりましたので質問を許します。

樋口推進委員 9ページ議案3番、これについては農地中間管理機構を通しなさいよと話してある。なぜ普通の利用権再設定なのか。

事務局 本人たちからそのように申請があった。

樋口推進委員 機構を使えば有利な場合にはそのように誘導してあげるべきではないか。

議長 新たな貸借でなく、継続して貸借されてきた場合には機構の事業対象外でなかったか。

8番委員 確か、そういう案件は少し貸借の空白期間をあける必要があったと思う。それはヤミ小作でも同様であると。

樋口推進委員 前の契約が満了して、新たに機構に貸すよということならいいんでないのか。でないといつまでも機構を使えない。1度検討し、結果を本人にも言ってあげてください。

事務局 そのようにします。

8番委員 その議案ですが賃借料、約7,700㎡の全面積で年間玄米720kg というのは間違いないのか。

事務局 間違いありません。

8番委員 当事者間は、親戚とか特別な関係とかではないのか。

樋口推進委員 ここは元々、米がよく収穫できる圃場です。だからじゃないですか。

8番委員 わかりました。

議長 質問はありませんか。
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第7第4号議案は議事参与の制限がございます。川村富士男推進委員の退席を求めます。
[川村富士男推進委員 退場]

議長 日程第7第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

議長 事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

事務局長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議長 あの、これの法律関係も使用貸借でいいの。

事務局 すいません、ご指摘のとおり賃貸借の誤りでした。ご訂正願います。

議長 説明と訂正が終わりましたので質問を許します。

議長 質問はありませんか。
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。川村富士男推進委員の入場を許可します。
[川村富士男推進委員 入場]

議長 日程第8第5号議案 非農地証明願についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。
[2番委員により現況報告]

議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
 6 番 委 員 勝手に宅地にしていた場所を、今後も非農地にしたいということか。
 事 務 局 判断に苦しむ場所ではありました。しかし、周囲は宅地化も進んでおり
 まして、申請地周辺も水路に囲まれ、農地としての広がりのある場所でも
 ありません。区分としては第3種農地に区分される場所です。現況とこう
 いった周囲の状況から止むを得ないのかなと思っております。
 6 番 委 員 追認で農地転用をさせられないのか。
 事 務 局 実態として、すでに庭の一部になっており、今後の事業計画があるわけ
 でもないので、非農地証明が実態に則しているかなと思われま
 す。
 6 番 委 員 非農地にしたければ庭木でも植えて申請すればいいとならないか。
 事 務 局 要件に該当するまでに農業委員会として把握したり、周囲から苦情等が
 あれば農地としての利用を指導することになります。
 6 番 委 員 ここはそういう指導から漏れたのか。
 事 務 局 結果的にはそうなります。ただ、申請が認められるまでには20年とい
 う期間を要しますので多くは気づかれるものです。この場所もそういう悪
 意的なものが感じられる場所ではなく、宅地の使用範囲が自然と拡大した
 結果のようです。特に顛末書の徴収もいたしておりません。
 鈴木推進委員 顛末書を取る取らないはどのような観点からですか。
 事 務 局 意図的な転用でも、止むを得なければ顛末書、あるいは原状回復や刑罰
 ということもありえます。しかし、今回は悪意のあるものでもなく自然に
 宅地が拡大してしまったようで、農業委員会としても気づいて指導してき
 た場所でもあるませんでしたので。
 議 長 他に質問はありませんか。
 [なしの声あり]
 議 長 質問がありませんので採決いたします。日程第8第5号議案は、原案の
 とおり承認することに決してご異議ございませんか
 [異議なしの声あり]
 議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されまし
 た。
 議 長 日程第9 第6号議案農地の賃借料情報の提供についてを議題といた
 します。
 議 長 事務局に説明をさせます。
 [事務局長 朗読説明]
 [事務局 補足説明]
 議 長 説明が終了しましたので質問を許します。
 8 番 委 員 塩沢と遠刈田の賃借料が出てないが、ださなくていいのか。

事務局 長 データ数の不足から出すことができませんが、備考欄に参考数値を載せた分もあります。

議 長 他に質問はありませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第9 第6号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり公表することに決しました。

議 長 日程第10 第7号議案平成31年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定についてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。
[事務局長 朗読説明]

議 長 説明が終了しましたので質問を許します。

3番委員 未経験者や研修生などの賃金もこれを参考にするのか。

事務局 長 未経験や体験、研修など勉強のためだからこれくらい、熟練した方なら少し多めに、それを決めるにしても参考となる標準がなければ検討もできない。ということでの標準額であります。あくまで最終的には相対で納得できる額を決めていただきたい。

議 長 その他、質問はありませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
(午後4時22分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成31年3月25日

議長

7番

8番
